

「（仮称）肥薩風力発電事業環境影響評価方法書」に関する熊本県環境影響評価審査会意見

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

〔水環境〕

（１）事業実施による地下水への影響について調査、予測及び評価する必要があるか検討すること。

なお、影響を小さいと判断した場合は、その根拠を図書に記載すること。

〔動物・植物・生態系〕

〈動物（哺乳類）〉

（１）管理用道路等の敷設に伴いシカの移動が容易になると、シカによる食害が拡大し、森林生態系へ影響を与えるおそれがある。このため、当該影響の予測及び評価にあたっては、シカの行動特性等を踏まえ、対象事業実施区域より広域での生息状況及び個体数変動傾向の調査について検討すること。

（２）ヤマネ等の調査にあたっては、樹上性のネズミ類を対象とした巣箱の場合、大きさや設置位置等が適切でない可能性があるため、専用の巣箱を用いる必要があるか検討すること。

〈動物（鳥類）〉

（１）クマタカの行動圏が繁殖年と非繁殖年で異なることを踏まえ調査結果を解析し、事業による影響を予測及び評価すること。

なお、調査期間中にクマタカの繁殖が見られなかった場合は、調査期間の延長や聞き取り調査の実施等を検討し、クマタカの行動圏の把握に努めること。

（２）希少猛禽類の調査にあたっては、クマタカが９月頃からディスプレイライトを始めることを想定して調査時期を検討すること。

〈植物〉

（１）対象事業実施区域の一部には自然度 9 の森林が存在する可能性があることから、現地の植生等の現況調査を踏まえ、事業実施による重大な影響が予測される場合は、当該区域を改変区域から除外する等の対策を検討すること。

[景観・人と自然との触れ合いの活動の場]

〈景観〉

- (1) 景観の調査、予測及び評価にあたっては、本事業だけでなく、対象事業実施区域周辺における他事業の風力発電機の設置計画を反映したフォトモンタージュの作成について検討すること。
- (2) 土捨て場を整備する場所によっては、より標高が低い周囲の集落等から視認できる可能性があるため、完成後の景観に係るフォトモンタージュの作成について検討すること。